

令和4年度  
習志野市防災会議資料  
(令和5年2月10日(金)開催)

# 目次

## 報告

- 報告第1号 令和4年度習志野市総合防災訓練の成果について P1
- 報告第2号 習志野市防災アセスメント調査実施について P5

## 審議

- 議案第1号 令和5年度習志野市総合防災訓練（大地震）の実施方針 P6  
（案）について
- 議案第2号 習志野市地域防災計画の一部修正について P7
- 議案第3号 感染症対策時等における習志野市防災会議の書面開催 P9  
について

## 令和4年度習志野市総合防災訓練の成果について

## 1. 全般

今回の訓練は、令和元年度以降3年ぶりであり、避難所における受付・受入及び居住空間設置の際の感染症対策に重点をおいた避難所運営訓練と市民要望を取り入れた個別課目訓練を実施し、訓練全般を通じて、避難所に来ていただいた1,991名の市民及び参加職員から貴重な意見を得ることができた。

また、訓練会場を16か所に限定したこと、受付・受入要領や居住空間の設置及び備蓄資機材の不具合等、反省事項を導き出し（洗い出し）多くの教訓を得ることができた。

## 2. 総合防災訓練の概要

区分	内容		
目的	① 市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」・「共助」の強化 ② 特に感染症対策に重点をおいた訓練 ③ 地区（各会場）の特性を踏まえ、その地区の要望を取り入れた個別課目訓練を実施 ④ より多くの市民の方に充実感をもって参加いただける訓練		
日時	令和4年9月11日（日）9時00分～12時30分		
会場	16か所	市内公立小学校 15校 ※実靱小学校は、大規模改修工事により使用不可 市内高等学校 1校 ※県立実靱高等学校（実靱小学校の代替え）	
訓練項目	市民防災力向上訓練	1 市民初動	シェイクアウト訓練
		2 地区対策支部運営	安否確認情報の集約、安否・避難者情報の災対本部へ報告
		3 避難所運営	2段階の受付・受入、感染症対策のパーティション組み立て
		4 個別課目	応急給水・救護・手当、初期消火、防災資機材の設置、炊き出し等
	医療本部・応急救護所	5 医療本部との連携	応急救護所との通信確保、患者のトリアージ、病院との連携
		6 医療的ケア児への対応	自宅からの移動、医療機器への充電・導通、トイレ体験
参加機関・団体	国	陸上自衛隊第1空挺団第3普通科大隊、航空自衛隊第1高射隊	
	県	県企業局船橋水道事務所	
	民間	NTT東日本・南関東、東京電力パワーグリッド、日本大学生産工学部、市消防団	
		県京葉地域獣医師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市アマチュア無線非常通信連絡会	

### 3. 細部成果

#### 1) 良好な事項（参加者からの意見）

- ① 3年前の訓練より、充実していた。特にパーテーション・ベッドの組み立ては、パーテーションの大きさ、ベッドの強度などよくわかった。
- ② 町内会に加入していないが気軽に参加できた。また、受付の対応が良かった。
- ③ もしもの時のやり方を知っておけば、災害時だけでなく様々な時に使えると思った。大変、勉強になった。

#### 2) 今後の課題

別添「資料1-2」

### 4. 今後の防災訓練への反映事項

区分	内容
狙い	① 引き続き自助と共助による災害時の初動と地域による救出救護を演練
	② 避難所の開設から受付・受入等、運用要領の確立
	③ 福祉避難所開設や応急救護所との連携要領の確認
	④ 避難所への備蓄物資の輸送・搬入
時期	◆ 気温等、気象状況を考慮した選定 令和5年度 ⇒ 11月上旬を予定

## 今後の課題

	区分	問題点	改善内容	対応状況
1	情報発信	メール等による適切な情報発信内容のため、定型化	・短文で簡潔に、解り易く不安にさせない情報発信内容	マニュアル等を修正予定
2	職員体制	受付時の混雑解消のため、避難所配備職員の人数変更	・受付を2段階としたため、現行3名を4名へ増員（事前受付係・総合受付係・居住空間設定係・物資係）	次年度を目途に地域防災計画を修正予定
3	本部事務局の対応	迅速に配備職員等を配置するため、参集時の把握及び送り出し要領の改善	・本庁3F及び廊下を活用し、登庁受付場所と資機材配布場所を設定	令和4年度対応済
4	町会・自治会等との連携	訓練不参加町会等の解消のため、参加助長に向けた施策（処置）の確立	・町会・自治会が参加し易い会場（学校等）の設定 ・防災担当者との事前調整（意見交換）により、要望を聞き取る ・若年層の参加についての協議	次年度開催に反映予定
5	要配慮者への処置	医療的ケア児・家族等の安心のため、資機材の準備と対応要領の確立	・蓄電池・仮設スロープの準備（必要数と必要地域） ・公共施設の非常用電源からの供給要領及び電気自動車等からの電源確保を検討	令和4年度対応済
6	安否確認処置	市民の安否確認のため、町会等で実施している戸別及び集合住宅における要領の提供	・ドアノブ、ベランダへの識別できる物を表示 ・確認できない住家に対する処置要領	検討中
7	2段階受付体制	混雑防止のため、窓口の増設と市民による支援体制の確立	・窓口は町会ごと及び町会・自主防災組織の役員による支援を調整	検討中
		スムーズな受付のため、避難者の動線を考慮した各受付設置場所等の検討	・各受付内容の掲示板による処置及び注意事項の張り出し	令和4年度対応済

## 今後の課題

	区分	問題点	改善内容	対応状況
8	感染症対策 居住空間等 の確保	発熱者・障がい者等の居住空間確保のため、体育館以外の学校施設の利用について協議	・会議室・多目的室等、パーテーション等の資 機材保管場所	検討中
9	防災資機材 の改修	不足備品、使用しづらい備品解消	・要配慮者等対応の洋式災害用トイレの整備 ・発電機・保冷容器等の整備	令和4年度対応済

## 習志野市防災アセスメント調査実施について

## 1. 目的

平成24年度に地震災害をメイン調査として実施した防災アセスメント調査から約10年が経過し、風水害についても新たな被害予測が必要であるとともに、人口・家屋の変化及び奏の杜まちびらきや新庁舎並びに新消防庁舎の竣工など多くの変化する事項があるため、新たに防災アセスメント調査を実施し、計画・マニュアル等の修正と併せて地区別防災カルテの改定を行う。

## 2. 調査の前提事項

## 1) 想定地震

⇒ 千葉県北西部直下地震

※平成26・27年の千葉県地震被害想定調査及び令和4年東京都被害想定などの手法を参考に適切な方法で実施

## 2) 風水害

⇒ 令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）及び千葉県等が公表する各種風水害・土砂災害の危険性に関する現状整理

## 3) 対象河川（氾濫）

⇒ 高瀬川、谷津川、菊田川及び支川菊田川、浜田川、海老川

## 4) 地区の追加

⇒ 「奏の杜地区」

## 3. 調査内容等

区分	内容
地震被害 想定調査	① 地震動予測：250mメッシュの予測結果を50mメッシュに補間し、精度向上
	② 液状化危険度予測：50mメッシュの危険度を判定
	③ 急傾斜地崩壊危険度予測：既往の震害事例に基づく斜面崩壊を予測
	④ 建物被害予測：構造別・年代別に整理、倒壊・液状化被害を予測
	⑤ 地震火災予測：構造別・年代別に整理、倒壊による火災被害を予測
	⑥ ライフライン被害予測：上下水道・ガス・電力・通信を対象
	⑦ 交通施設被害予測：緊急輸送道路・鉄道路線における被害を予測
	⑧ 津波・護岸被害予測：地形を立体的にした標高地図から浸水を予測
	⑨ 人的被害予測：建物倒壊・火災・ライフライン被害から負傷者等予測
	⑩ 帰宅困難者予測：駅ごとの帰宅困難者発生数を予測
	⑪ 災害シナリオ作成：市の事態推移と対策需要量の変化を時系列に整理
	⑫ 応急対応能力算定：現状の防災体制に基づく市の対応能力を算定
風水害・ 土砂災害 危険度調査	① 風水害・土砂災害危険度の課題を抽出・整理
	② 近年発生した災害知見を基に地域の危険性を総合的に把握
	③ 地域ごとの防災対策上の課題を抽出・整理

## 4. 地区別防災カルテの改定

① 被害想定等の地区別に情報整理：地域、人口、建物、内水・河川氾濫、危険箇所
② 防災課題・対策の方向性整理：地区ごとの危険性の有無、防災能力を評価
③ 災害発生要因図の作成：災害の種別とその位置を示した要図
④ 災害抑止要因図の作成：防災活動拠点となる施設、設備の種別とその位置

## 令和5年度習志野市総合防災訓練（大地震）の実施方針（案）について

## 1. 目的

大地震を想定した訓練により、市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」・「共助」・「公助」の強化のため、市内全域での一斉シェイクアウト、地区ごとの安否確認及び避難所の開設運営並びに物資の搬入訓練により、防災力の向上を図る。また、その地区の要望を取り入れた個別課目訓練を実施し、対処能力の確立に寄与するとともに健康福祉部との連携により福祉避難所等の開設手順を演練する。

## 2. 日時

令和5年11月5日（日） 午前9時00分

## 3. 場所：訓練会場

市内27箇所（公立小学校16箇所・中学校7箇所・高等学校3箇所・東部体育館）

## 4. 主要演練項目（検討事項）

- 1) 市民初動及び避難所の開設・運営による市民防災力の向上
- 2) 避難所への物資の輸送及び搬入
- 3) 個別課目による防災関連の基礎的対処能力の維持
- 4) 健康福祉部との連携による福祉避難所及び応急救護所開設手順の確立

## 5. 細部訓練内容

区 分		内 容
防災力向上	1 市民初動	① 身を守るシェイクアウト
		② 予備を含めた脱出口の確認
		③ 通電火災等予防措置の確認
	2 避難所開設及び運営	④ 避難者との共同による受付・受入
		⑤ 安否確認可否情報の集約
		⑥ 安否・避難者情報の災対本部へ報告
		⑦ パーテーション・ベッド組み立て
	3 物資の輸送及び搬入	⑧ 資機材集積所からの備蓄物資の輸送
		⑨ 避難所における物資の搬入及び配布
	4 個別課目	応急救護・手当、初期消火、防災資機材の設置等
健康福祉部との連携	5 福祉避難所開設	※健康福祉部と要調整
	6 応急救護所開設	

## 6. 訓練参加依頼予定の関係機関・団体

国	陸上自衛隊第1空挺団第3普通科大隊、航空自衛隊第1高射隊
県	県企業局船橋水道事務所
民間	N T T 東日本・南関東、東京電力パワーグリッド、日本大学生産工学部、市消防団
	県京葉地域獣医師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市アマチュア無線非常通信連絡会、習志野防災ネットワーク



趣旨	直近の修正は令和 2 年 2 月であり、令和 3 年 5 月に避難情報等の文言変更及び新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う避難所等における体制等について計画の一部修正を行うもの。
----	--

	根拠法令	内容
修正の 主要 事項	<p>○災害対策 基本法 (令和 3 年 5 月 改正)</p> <p>○避難情報に 関する ガイドライン (令和 3 年 5 月 策定) (内閣府)</p>	<p>1) 避難情報等の変更及び発令基準の見直し</p> <p>◆複数箇所該当 (修正根拠: 災害対策基本法)</p> <p>⇒警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始 を 「<b>高齢者等避難</b>」に修正 警戒レベル 4 避難指示 (緊急)・避難勧告 を 「<b>避難指示</b>」に修正 警戒レベル 5 災害発生情報 (収容避難) を 「<b>緊急安全確保</b>」に修正</p> <p>◆地域防災計画 風-3-51 (修正根拠: 避難情報に関するガイドライン)</p> <p>⇒各避難情報の内容を修正</p> <p>高齢者等避難: <b>高齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) を求める。</b> 避難指示: <b>危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) を求める。</b> 緊急安全確保: <b>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急安全確保を求める。</b></p> <p>◆地域防災計画 震-3-47 (修正根拠: 避難情報に関するガイドライン)</p> <p>⇒ 高齢者等避難・緊急安全確保 は記載せず、「<b>避難指示</b>」のみ修正 ※「津波は高齢者等避難・緊急安全確保は発令せず、避難指示のみを発令。」 (概略) と記載。</p> <p>⇒避難指示の内容を修正 避難指示: <b>危険な場所から全員避難 (立退き避難) を求める。</b> ※「津波は立退き避難」と記載されており、屋内安全確保は該当しない。</p>

	根拠法令	内容
修正の 主要 事項	○関係法令に 基づく修正	2) 法改正、上位計画修正及び機構改革等に伴う文言修正・整理
	○実情に 即した修正	3) 情報伝達手段の多様化 ⇒ハザードマップ、LINE、Yahoo!防災速報 等の追加等
		4) 感染症対策の拡充 ⇒感染症対策の備蓄品として消毒液、固形石鹼、間仕切りパーティション、簡易ベッド、 非接触型検温器、衛生用品の追加 携行品としてマスク、消毒液、体温計を追加
	○関係部局 との調整に 基づく修正	5) 災害時の給水活動の役割修正 ◆地域防災計画 震-3-68 ・ 風-3-70 「企業局が中心となり、市内の給水場等を有効活用して、応急給水活動を実施する。 また、千葉県企業局と協力し、必要な給水体制を確保する。」を、 ⇒「県営水道給水区域の応急給水活動は、危機管理監が企業管理者の助言により千葉県企業局と 連携して実施するものとする。市営水道給水区域の応急給水活動は、企業局が実施するものと する。なお、企業局は市営水道給水区域の応急給水活動が安定した際は、千葉県企業局と協力し、 県営水道給水区域についても、可能な限り、給水体制の確保に努めることとする。」に修正。
	○実情に 即した修正	6) 組織及び施設の新設、廃止及び移転に伴う追加・削除
7) 災害時応援協定の追加		

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

# ひなんしじ 避難指示で必ず避難

# ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	さんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	これまでの避難情報等 <b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	•避難指示(緊急) •避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

## 感染症対策時等における習志野市防災会議の書面開催について

## 1. 趣旨

- 1) 令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症がまん延してから、感染拡大防止のため、市防災会議を令和3年度までの2年間、開催することができない状況にあった。
- 2) 習志野市防災会議条例第2条において「防災会議の事務」の規定、第2号において「市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。」、第3号において「重要事項に関し、市長に意見を述べる。」と定められている。
- 3) 地域防災計画の修正にあたっては、防災会議に諮り、委員の方々から意見を得て審議する必要があることから、会議ができない状況においても必要に応じて書面審議ができるよう検討した。

## 2. 審議事項

## 1) 内容

感染症のまん延及びその他災害等の理由により、防災会議の開催が困難であると会長が判断した場合、書面審議により議事を決してよいか。

## 2) 書面審議の前提事項

- ① 議事等について、十分に会長、委員等へ説明し、意見を諮ること
- ② 緊急的・臨時的な手段として委員等の間ですでに実質的な合意が形成されていること
- ③ 緊急に議事を決する必要があること

※以上3点が定められていることから、感染症まん延時等にはすべて書面審議とするものではなく、あくまで緊急的な対応方法とする。